

規制の事前評価書

政策の名称	障害福祉サービス等を提供する事業者に関する情報公表制度の創設	担当部局名	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課	作成責任者名	障害福祉課長 田中 佐智子	評価実施時期	平成28年2月
法令案等の名称・関連条項	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の3 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の18						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <p>障害福祉制度においては、障害者の自己決定を尊重するため、障害者又は障害児の保護者(以下「障害者等」という。)が障害福祉サービス等を提供する事業者を選択し、障害者等と当該事業者との間の契約に基づいてサービスの提供を受ける仕組みとなっています。</p> <p>このため、障害者等がサービスを利用するに当たっては、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、サービス提供を受ける事業者の情報を閲覧できる環境整備が重要となります。子ども・子育て支援制度等において導入されている事業者の情報公表制度について、同様の仕組みが障害福祉制度では整備されていません。</p> <p>【規制の必要性及び目的、内容】</p> <p>サービスを利用する障害者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる環境を整備するため、障害福祉サービス等を提供する事業者に関する情報公表の仕組みを創設することとし、具体的には、事業者は、都道府県知事に対し、障害者等がサービスを利用する機会を確保するために必要な情報を報告するとともに、都道府県知事は、障害者等が一覧性をもってこれを閲覧できるよう、当該情報を公表することとします。</p> <p>また、事業者から都道府県知事に報告される情報について、都道府県知事は、必要に応じて調査を行うことができるようになるとともに、事業者が調査を受けなかった場合等には、調査を受けること等を命じた上、それでも従わないときには、都道府県知事が事業者の指定を取り消す等の措置を講ずることとします。</p>						
想定される代替案	障害福祉サービス等を提供する事業者が都道府県知事に対して情報を報告することについて、義務ではなく努力義務とするとともに、都道府県知事による調査権限を設けないこととします。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	・障害福祉サービス等を提供する事業者において、サービスの提供を開始したとき、及びその後も定期的に、都道府県知事に対して情報を報告する手続費用が発生します。 ・事業者が虚偽の報告をした場合等には、調査を受ける可能性があり、これに応じなかった場合には、最終的には指定の取消し等を受ける可能性がありますが、このような調査が行われるのは、報告の内容が事実であることを確認する必要がある場合に限られるため、事実上、大きな負担にはならないものと考えます。	障害福祉サービス等を提供する事業者が都道府県知事に対して情報を報告する場合には、改正案と同様の手続費用が発生します。					
2 行政費用	・都道府県において、障害福祉サービス等を提供する事業者から報告を受け、これを公表するための手続費用が発生します。 ・都道府県において、事業者から報告される内容が事実であることを確認するための監督の費用が発生します。	障害福祉サービス等を提供する事業者が都道府県知事に対して情報を報告する場合には、改正案と同様の手続費用が発生します。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しません。	都道府県知事に対して情報を報告しない事業者が存在する場合には、事業者の情報を一覧性をもって閲覧できる環境を整備することができず、障害者等が事業者を選択するに当たっての利便性の向上を十分に実現できないおそれがあります。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	障害福祉サービス等を提供する事業者から都道府県知事に対し、正確性が担保された情報が報告され、これに基づき、都道府県知事が事業者の情報を一覧性をもって閲覧できる環境を整備することにより、障害者等が事業者を選択するに当たっての利便性の向上を図ることができます。	都道府県知事に対して報告を行う事業者に関する情報のみが公表されることになり、障害者等が事業者を選択するに当たっての利便性の向上に一定程度寄与するものの、その便益は限定的なものとなります。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本改正案により、障害福祉サービス等を提供する事業者及び都道府県において費用が発生するものの、障害者等にとっては、正確性が担保された事業者の情報を一覧性をもって閲覧できる環境が整備されることにより、個々のニーズに応じた良質なサービスの選択が可能となるという便益が生じます。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられます。 一方、代替案においては、改正案と比較して、障害福祉サービス等を提供する事業者及び都道府県の費用が軽減されるものの、障害者等が事業者を選択するに当たっての利便性の向上を十分に実現できないおそれがあるため得られる便益は限定的であり、必ずしもその便益が費用を上回るとは言えないとから、改正案の方が望ましいものと考えられます。						
有識者の見解その他関連事項	社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」(平成27年12月14日)において、「利用者が、個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、介護保険や子ども・子育て支援制度を参考としつつ、サービス事業所の情報(例えば、事業所の事業内容、職員体制、第三者評価の状況等)を公表する仕組みを設けるべきである」とされています。						
レビューを行う時期又は条件	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案の附則第2条において、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の検討規定を設けており、当該規定に基づいて対応します。						